

規則に基づく院内表示

I 入院基本料に関する事項

* 当院の回復期リハビリテーション病棟、3 階病棟では 1 日に 12 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と、5 人以上の看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・ 朝 8 時 30 分～夕方 17 時まで、看護職員 1 人当たりの受持数は 6 人以内、
看護補助者 1 人当たりの受持数は 16 人以内です。
- ・ 夕方 17 時～夜 20 時まで、看護職員 1 人当たりの受持数は 16 人以内、
看護補助者 1 人当たりの受持数は 23 人以内です。
- ・ 夜 20 時～朝 8 時 30 分まで、看護職員 1 人当たりの受持数は 23 人以内、
看護補助者 1 人当たりの受持数は 46 人以内です。

* 当院の療養病棟、4 階病棟では 1 日に 7 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と 7 人以上の看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・ 朝 8 時 30 分～夕方 17 時まで、看護職員及び看護補助者それぞれ 1 人当たりの受け持ち数は 6 人以内です。
- ・ 夕方 17 時～夜 20 時まで、看護職員及び看護補助者それぞれ 1 人当たりの受け持ち数は 11 人以内です。
- ・ 夜 20 時～朝 8 時 30 分まで、看護職員及び看護補助者それぞれ 1 人当たりの受け持ち数は 21 人以内です。

* 当院の療養病棟、5 階病棟では 1 日に 6 人以上の看護職員（看護師及び准看護師）と、6 人以上の看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

- ・ 朝 8 時 30 分～夕方 17 時まで、看護職員及び看護補助者それぞれ 1 人当たりの受持数は 7 人以内です。
- ・ 夕方 5 時～夜 20 時まで、看護職員及び看護補助者それぞれ 1 人当たりの受持数は 10 人以内です。
- ・ 夜 20 時～朝 8 時 30 分まで、看護職員及び看護補助者それぞれ 1 人当たりの受持数は 20 人以内です。

II 入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援及び身体的拘束最小化について

当院では、入院の際に医師をはじめとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、7 日以内に文書によりお渡ししております。また厚生大臣が定める院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策、栄養管理体制、意思決定支援、身体的拘束最小化の基準を満たしております。

III 当院では、中国四国厚生局長に下記の届出行っております。

1) 当院は、入院時食事療養／生活療養（Ⅰ）の届出を行っており、管理栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後 6 時以降）、適温で提供しています。

2) 基本診療料の施設基準等に係る届出

- | | |
|-------------------------------|--------------------|
| ・ 療養病棟入院基本料（療養病棟入院料 1） | ・ 療養病棟療養環境加算 1 |
| ・ 回復期リハビリテーション病棟入院料 1 | ・ データ提出加算 |
| ・ 医療安全対策加算 2 | ・ 認知症ケア加算 3 |
| ・ 診療録管理体制加算 3 | ・ 歯科外来診療医療安全対策加算 1 |
| ・ 初診料（歯科）の注 1 に掲げる基準 | ・ 歯科外来診療感染対策加算 1 |
| ・ 歯科技工士連携加算 1 及び光学印象歯科技工士連携加算 | ・ 歯科技工士連携加算 2 |
| ・ 医療DX推進体制整備加算 | |

3) 特掲診療料の施設基準等に係る届出

- | | |
|--------------------|-----------------------|
| ・ 薬剤管理指導料 | ・ 脳血管疾患等リハビリテーション料（Ⅰ） |
| ・ 運動器リハビリテーション料（Ⅰ） | ・ 呼吸器リハビリテーション料（Ⅰ） |

- ・がん患者リハビリテーション料
- ・二次性骨折予防継続管理料 2
- ・CAD/CAM冠及びCAD/CAMインレー
- ・歯科口腔リハビリテーション料 2
- ・入院ベースアップ評価料 25
- ・歯科外来・在宅ベースアップ評価料 1
- ・リハビリテーションデータ提出加算
- ・がん治療連携指導料
- ・二次性骨折予防継続管理料 3
- ・クラウン・ブリッジ維持管理料
- ・歯科治療時医学管理料
- ・外来・在宅ベースアップ評価料 1
- ・外来データ提出加算

IV 医療費の内容の分かる領収書及び個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書の発行について

当院では、医療の透明化や患者への情報提供を積極的に推進していく観点から、領収証の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。

また、公費負担医療の受給者で医療費の自己負担のない方についても、明細書を無料で発行します。

なお、明細書には、使用した薬剤の名称や行われた検査の名称が記載されるものですので、その点ご理解いただき、ご家族の方が代理で会計を行う場合のその代理の方への発行も含めて、明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨お申し出ください。

V 保険外負担に関する事項

当院では、以下の項目について、その使用量に応じた実費の負担をお願いしています。

- 入院手術等証明書（消費税込） 1 通につき 3,300 円
- 死亡診断書料（消費税込） 1 通につき 3,300 円
- 通院証明書（消費税込） 1 通につき 3,300 円
- 治癒証明書（高校生以下）（消費税込） 1 通につき 550 円
- 治癒証明書（大学・専門学生）（消費税込） 1 通につき 1,100 円
- 治癒証明書（職場提出）但しインフルエンザのみ（消費税込） 1 通につき 1,100 円
- 障害診断書（消費税込） 1 通につき 11,000 円
- 傷病手当金意見書 1 通につき 保険点数（100 点）
- 身体障害者等課税免除に係る通院証明書（消費税込） 1 通につき 1,100 円
- 職安用 - 就労可能証明書（様式 5）（消費税込） 1 通につき 2,200 円
- 職安用 - 主治医の意見書（消費税込） 1 通につき 2,200 円
- 職安用 - 傷病証明書（消費税込） 1 通につき 2,200 円
- 障害者職場復帰支援助成金（様式 3）主治医の意見書（消費税込） 1 通につき 3,300 円
- 倉敷市交通災害共済用診断書（消費税込） 1 通につき 2,200 円
- 診断書（証明書）（消費税込） 1 通につき 2,200 円
- 通院証明書（医師の判断が必要なもの）（消費税込） 1 通につき 2,200 円
- 診断書（精神疾患・麻薬中毒等ではない）資格認定（消費税込） 1 通につき 2,200 円
- 診断書（精神疾患・麻薬中毒等ではない）猟銃刀剣（消費税込） 1 通につき 2,200 円
- 診断書（疾病）運転免許更新（消費税込） 1 通につき 3,300 円
- 診断書（認知症）高齢者運転免許更新（消費税込） 1 通につき 5,500 円
- 支援費診断書（消費税込） 1 通につき 550 円
- 休職診断書（消費税込） 1 通につき 3,300 円
- 特定疾患臨床調査個人票（消費税込） 1 通につき 3,300 円
- 通院医療費公費負担用診断書（消費税込） 1 通につき 2,200 円
- 精神障害者保健福祉手帳用診断書（様式第 35 号）（消費税込） 1 通につき 3,300 円
- 通院状況（入院状況）調べ（病院書式）（消費税込） 1 通につき 2,200 円
- 年金受診状況等証明書（消費税込） 1 通につき 2,200 円
- 年金診断書（消費税込） 1 通につき 5,500 円
- 成年後見人選定にかかる診断書（消費税込） 1 通につき 5,500 円

身体障害者補装具交付意見書（消費税込）1通につき 2,200 円
障がい児（者）日常生活用具給付医師意見書（消費税込）1通につき 2,200 円
身体障害者診断書・意見書（消費税込）1通につき 3,300 円
特別障害者手当認定診断書（消費税込）1通につき 5,500 円
健康管理手当用診断書（原爆）（消費税込）1通につき 5,500 円
おむつ使用証明書（消費税込）1通につき 1,100 円
鍼灸同意書・マッサージ同意書 1通につき 保険点数（100 点）
入浴に関する意見書・診断書（消費税込）1通につき 1,100 円
医療処置に関する指示（消費税込）1通につき 1,100 円
医療費領収証明書（消費税込）1通につき 1,100 円
医療費領収書再発行（10 枚以上）（消費税込）1通につき 1,100 円
診療情報提供書 1通につき 保険点数
保険会社調査書（面談時に依頼があったもの）（消費税込）1通につき 3,300 円
保険会社調査書（面談に代わるもの）（消費税込）1通につき 7,700 円
保険会社用 CD-R（消費税込）1通につき 5,500 円
裁判用調査書（係争に係るもの）（消費税込）1通につき 11,000 円
裁判用診断書（消費税込）1通につき 3,300 円
交通事故明細書（保険診断書（保険会社に直接請求するもの）に付随するもの）（消費税込）
1通につき 2,200 円
交通事故（直接保険会社へ請求するもの）（消費税込）1通につき 4,400 円
交通事故-後遺障害診断書（消費税込）1通につき 11,000 円
第三者行為診断書（消費税込）1通につき 2,200 円
雇用主（職場労務担当者）との面談（消費税込）1通につき 3,300 円
職場復帰に関する情報提供書（職場場産業医）（消費税込）1通につき 3,300 円
死亡診断書料（検案書）（消費税込）1通につき 3,300 円
死亡診断書料（検案書）写し（消費税込）1通につき 1,100 円
死後の処置料（エンベリット代）（消費税込）1回につき 6,600 円
写真代（消費税込）1枚につき 40 円
コピー代（白黒）（消費税込）1枚につき 10 円
コピー代（カラー）（消費税込）1枚につき 40 円
インフルエンザ（一般）（消費税込）1回につき 4,400 円
インフルエンザ（組合員）（消費税込）1回につき 3,300 円
成人肺炎球菌（一般）（消費税込）1回につき 8,570 円
成人肺炎球菌（組合員）（消費税込）1回につき 6,920 円

但し、予防接種は、市町村の制度を利用した場合は、市町村で決められた金額となります。

開示に係る代金

画像データ CD-R 1枚につき 5,500 円

診療録複写代 ①本人家族への開示 1枚 10 円

②弁護士・保険会社等の上記以外の機関への開示 1枚 10 円＋手数料

なお、衛生材料等の治療（看護）行為及びそれに密接に関連した「サービス」や「物」についての費用の徴収や、「施設管理費」等の曖昧な名目での費用の徴収は、していません。

医療情報取得加算について

オンライン資格確認を行う体制を有しています。

受診した患者に対し、受診歴、薬剤情報、特定健診情報その他必要な診療情報を取得・活用して診療を行っております。

医療 DX 推進体制整備加算について

医師等が診療を実施する診療室等において、オンライン資格確認等システムにより取得した診療情報等を活用して診療を実施しています。

マイナ保険証を促進する等、医療 DX を通じて質の高い医療を提供できるよう取り組んでいます。

電子カルテ情報共有サービスの導入検討等を含め、医療 DX にかかる取組を実施しています。